



平成 20 年 10 月 9 日

各 位

会社名 大豊建設株式会社
代表者名 代表取締役 水島 久尾
(コード番号 1822 東証第1部)
問合せ先 管理本部 総務部長 中杉 正伸
(TEL 03-3297-7000)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、財団法人東京都新都市建設公社発注の特定土木工事に関して、独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会から審決を受けたことに伴い、国土交通省から平成 20 年 10 月 9 日付で、建設業法の規定に基づく営業停止処分を下記のとおり受けました。

当社といたしましては、この処分を厳粛かつ重く受け止め、引き続き社内コンプライアンス体制の一層の強化に取り組み、信頼回復に努めてまいる所存です。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

東京都の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成 20 年 10 月 24 日から平成 20 年 11 月 7 日までの 15 日間

3. 業績に与える影響

平成 21 年 3 月期の業績に対して今回の処分が与える影響につきましては、現時点においては不明ですが、適時開示規則による開示基準に相当する場合には速やかに開示いたします。

以 上